

東日本大震災に伴う芳賀中部上水道企業団発注工事等の前払金の特例措置の終了について

1. 内容

東日本大震災における前払金の特例措置について終了するものとする。

2. 前払金の取扱い

契約の区分	前払金の限度額(平成29年度分から)	前払金の限度額(平成28年度分まで)
1 請負代金額が300万円以上の工事の請負契約	請負代金の額(継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該支出すべき年度における額。第3号の額において同じ。)を次のアからウまでに定める率を順次適用して計算した額の合計額 ア 3億円以下の額 <b>100分の40</b>	請負代金の額(継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該支出すべき年度における額。第3号の額において同じ。)を次のアからウまでに定める率を順次適用して計算した額の合計額 ア 3億円以下の額 <b>100分の50</b>
2 業務委託料が300万円以上の設計、調査、測量等の委託契約	業務委託料(継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該支出すべき年度における額。)に <b>100分の30</b> を乗じて得た額	業務委託料(継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該支出すべき年度における額。)に <b>100分の40</b> を乗じて得た額
3 請負代金額が3,000万円以上の土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造の契約であって、当該機械類の納入に3月以上期間を要するもの	請負代金額に <b>100分の30</b>	請負代金額に <b>100分の40</b>

3. 適用時期

平成29年4月1日以降に新たに請負契約を締結する工事等から適用する。